電力データ・属性データの提供及びその利活用に関する同意書

下記の<同意事項>の内容に同意し、間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。 年 月 日

|  |  |
| --- | --- |
| 助成金申請者※1 | 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印 |
| 対象機器使用者※2 | 印 |

※1本人が必ず自筆で署名し、捺印ください。

※2リース申請の場合に記載してください。

<同意事項>　※必ずお読みください。

１ 電力データ及び属性データの提供への同意について（交付要綱第５条第1項第三号及び第12条第１項第二号）

　　　交付要綱第５条及び第12条の規定に基づき、次に掲げる助成対象住宅の電力データ及び助成対象機器等を設置する家庭の属性データを、当該助成金の交付を決定した日の属する年度の４月１日から起算して６年間、東京都に無償で提供すること。

　　　また、助成対象住宅における太陽光発電による電気の自家消費量に相当する環境価値を東京都に無償で譲渡すること。

ア　助成対象住宅の電力データ

（ア）　太陽光発電電力量

（イ）　蓄電池充電量

（ウ）　蓄電池放電量

（エ）　購入電力量

（オ）　売電電力量

（カ）　電力使用量（家庭負荷電力量）

イ　機器使用家庭の属性データ

（ア）　基礎情報（区市町村、蓄電容量、太陽光発電設備の発電出力、助成対象機器等と助成対象住宅を紐づける機器固有の番号）

（イ）　世帯属性（世帯主の年代、世帯人数）

（ウ）　住宅情報（築年数・広さ、戸建・集合の別）

（エ）　家電機器等（エアコンの台数、冷蔵庫の台数、給湯器の燃料種別、主な暖房機器の燃料種別、ビークル・トゥ・ホームシステムの有無）

２ 電力データの提供に必要な体制の維持に関する同意について（交付要綱第12条第１項第七号）

　　　交付要綱第12条の規定に基づき、電力データの提供に当たって、提供するデータに欠損が生じないよう、家庭におけるインターネット回線やWi-Fi通信等のデータ通信環境を助成事業者が維持することなどにより、電力データの提供が連続して滞ることがないようにすること。

３ 提供した電力データ及び属性データの活用への同意について（交付要綱第５条第1項第三号及び第12条第１項第三号）

　　　交付要綱第5条及び第12条の規定に基づき、提供に同意した電力データ及び属性データを、個人情報及び個人が特定できる可能性のある情報を除いた形で、次に掲げる都施策の検討に活用すること。

ア　東京都環境局が進める東京都の地域分散型エネルギー及び再生可能エネルギー利用の拡大に関する検討

イ　東京都戦略政策情報推進本部が進める電力データを活用した行政課題の解決に関する検討

ウ　東京都戦略政策情報推進本部が進める、同本部が令和２年２月21日に公表した「スマート東京（東京版Society 5.0）の実現に向けたデータプラットフォーム構築の基本方針」に基づき構築する予定の官民連携データプラットフォームに関する検討

※

※官民連携データプラットフォーム：社会においてデータを資源として広く活用していくために、都庁自身が持つデータに加えて、都内区市町村、関係機関、民間企業等から得た公共データや民間データを有効に活用するデータ連携基盤

＞官民連携データプラットフォームの詳細情報はこちら

（https://www.senryaku.metro.tokyo.lg.jp/society5.0/pdf/200221\_basicpolicy.pdf) (スマート東京(東京版Society 5.0)の実現に向けたデータプラットフォーム構築の基本方針